

## 国による乳幼児（義務教育就学前児童）医療費無料制度の 創設を求める意見書

わが国の合計特殊出生率は、２００６年から若干回復して２０１３年には１．４３となりましたが、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率２．０８への回復は、依然として困難である。

また、出生数・出生率そのものは減少しており、２００１年（人口１０００対９．３）から２０１３年（人口１０００対８．２）に落ちている。さらに、２０１３年４月１日現在の子どもの数（１５歳未満の推計人口）は３２年連続の減少で、総人口に占める子どもの割合は３９年連続の低下となる１２．９％で世界最低水準値である。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。

こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、本県をはじめとするすべての都道府県及び市区町村において、乳幼児・児童医療費助成制度が実施されている。

しかしながら、市町村の制度内容の格差が年々拡大している状況である。

児童期までの年代は、病気に罹りやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。さらに、厚生労働省が推進する「８０２０」運動の達成のためには、永久歯が完成する中学校時期までの口腔管理の充実を図るためにも同制度の果たす役割は大きくなっている。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現をめざすには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには国による支援が不可欠である。

よって、政府におかれては、当面、義務教育就学前児童に対する医療費無料化制度を早期に創設されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２７年３月１７日

鳴門市議会